

08 平成 24 年度決算に係る

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

「早期健全化基準」を大きく下回っており、財政の健全性を保っています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
桂川町	- (なし)	- (なし)	5.1%	5.3%	- (なし)
早期健全化基準 (経営健全化基準)	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	20.00%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		
《参考》県内平均			9.7%	28.3%	

※「県内平均」は、各指標の合計値を団体数で除した単純平均です。



【用語の説明】

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものの。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間になる等、深刻な事態になっているということになります。

本町においては、約1億8200万円の黒字ですので、問題ありません。

○連結実質赤字比率

一般会計等のほか、国民健康保険特別会計等のすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したものの。この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に、赤字の解消が難しくなります。

本町においては、約4億4600万円の黒字ですので、問題ありません。

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものの。借入金の返済については、削減したり、先送りしたりすることは原則的にできません。このため、この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。

本町においては、借入金返済額等約5億500万円のうち、実質的な負担額は約1億4500万円となっており、70%以上が国から配分される地方交付税等で賄われています。比率上、問題ありません。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したものの。この比率が高い場合、将来負担額を実際に支払っていかなければならないので、今後の財政運営が圧迫される等、問題が生じる可能性が高いと言えます。

本町においては、将来負担額約59億8400万円のうち、実質的な負担額は約1億5300万円となっており、残りの大部分は国から配分される地方交付税で賄われます。比率上、問題ありません。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることとなります。

※財政用語の説明などについては、紙面の都合上、記載できないものもあります。

詳しくは、桂川町のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

決算に関する問合せ先

桂川町役場 企画財政課 財政係

☎055-10085 (内線2224)